



発行 東京都

目次

143

規則

- 東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則……………(生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ)……………一
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部健康推進課)……………一
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部医療助成課)……………四
- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………五
- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………五
- 東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………六
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………七
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全課)……………七
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………(中央卸売市場管理部総務課)……………八
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部公園課)……………九

規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百七号

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則(平成七年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京ウイメンズプラザ条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

別記
第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

栄 養 士 免 許 申 請 書

下記により、栄養生の免許を受けたいので、申請します。

記

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無
(有りの場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有り・無し _____

2 栄養生の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無
(有りの場合、違反の事実及び年月日)
有り・無し _____

3 旧姓又は通称名併記の希望の有無
(有りの場合、旧姓又は通称名)
有り・無し _____

備考 かい書ではつきり記入すること。

添付書類

(1) 栄養生養成施設の卒業証明書及び栄養生養成課程履修証明書 (栄養生試験合格者にあつては、栄養生試験に合格したことを証する書類)

(2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し (本籍地又は居所が記載され、個人番号の記載がないもの) (いずれも申請日前6か月以内に発行されたもの)

* 外国籍の方のうち、在留資格が短期滞在であるなどにより住民票の写しが交付されない場合は、旅券その他の身分を証する書類の写しを添付すること。

* 旧姓併記を希望する場合は、旧姓が記載された戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等又は旧姓を併記した住民票の写し (現在の氏名と併記を希望する旧姓とを確認できるもの) を添付すること。

* 通称名併記を希望する場合は、通称名を併記した住民票の写し (現在の氏名と併記を希望する通称名とを確認できるもの) を添付すること。

(日本産業界規格A列4番)

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

栄 養 士 名 簿 訂 正 ・ 免 許 証 書 換 え 交 付 申 請 書

下記のとおり変更したので、栄養生名簿の訂正・免許証の書換えの交付を申請します。

記

1 変更事項

旧	新
本籍地都道府県名 (国籍)	
ふりがな	
氏名	(山姓) (山姓)
通称名	
旧姓又は通称名 併記の希望	有り・無し

2 登録番号及び登録年月日 号 年 月 日

備考 かい書ではつきり記入すること。

添付書類

(1) 栄養生免許証

(2) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (申請日前6か月以内に発行されたもの)

* 名簿登録事項が記載されている戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等を揃えること (旧姓併記を希望する場合は、旧姓が記載された戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等)。

* 名簿登録事項に変更はなく、旧姓又は通称名を併記した免許証の書換えのみを希望する場合は、旧姓又は通称名を併記した住民票の写し (申請日前6か月以内に発行されたもの) の添付により代えることができる。ただし、現在の氏名と併記を希望する旧姓又は通称名とを確認できること。

(日本産業界規格A列4番)

「本籍地都道府県名 (国籍)」

住所
別記第三号様式中
ふりがな
氏名

年 月 日生

「本籍地都道府県名 (国籍)」

住所

電話

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日

「(注) (1) 氏名については、必ず本人が自署してください。
(2) 添付書類
破り、又は汚した場合は、その免許証
破り、又は汚した場合は、その栄養士免許証
添付書類
破り、又は汚した場合は、その栄養士免許証
別記第四号様式を次のように改める。」

第4号様式 (第5条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

栄養士名簿登録抹消申請書

下記により、栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

- 被抹消人
本籍地都道府県名 (国籍)
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日
- 登録番号及び登録年月日
東京都 第 号 年 月 日
- 抹消理由及び抹消理由の生じた年月日
抹消理由 死亡・失踪・その他 ()
抹消理由の生じた年月日 年 月 日

備考 かい書ではつきり記入すること。
添付書類
栄養士免許証

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式中

氏名・生年月日・性別	を	氏名・旧姓等・ 生年月日・性別	に改める。
------------	---	--------------------	-------

附則

- この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の栄養士法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百九号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、同条第二項第二号中「同項第八号に規定する控除を受けた者（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号、第六条第五号及び第十一条第

三項において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号、第六条第五号及び第十一条第三項において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）についてはその者につき二十七万円（その者が同法第三百十四条の二第三項に該当する寡婦（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三百十四条の二第三項に該当する者を含む。）である場合には、三十五万円）」を削り、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

第六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「及び第五号」を削る。

第十一条中第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

別記第一号様式中「第1号様式」を「別記 第1号様式」に改め、
「※」を削り、「特養」を「ひかり親」に、「免除控除額」を「免除所得額」に改める。

別記第七号様式中「※」を「回配」に改め、「※」を削り、「特養」を「ひかり親」に改める。

附則

- この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第四条、第六条及び第十一条の規定並びに別記第一号様式及び第七号様式の規定は、令和三年九月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第一号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百十号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記第十号様式中「・」を「%」に改める。

別記第十六号様式(表)、第十七号様式、第十八号様式及び第二十号様式(表)中「㊦」を削る。

別記第二十一号様式(表)中「交付」を「交付」及び「氏名」を「15歳未満」

氏名 及び「身体障害者福祉法第15条第1項」を「身体障害者福祉法施行令第10項」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十三号様式及び第二十四号様式(表)中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第一号様式、第十号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十号様式、第二十一号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百十一号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五条の二第二項」の下に「第三十五条の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

第五条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

別記第一号様式面(表)及び第九号様式中「(備考)」を削り、「(備考の適用)」を「ひとり

暮らし」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都重度心身障害者手当条例施行規則第五条の規定並びに別記第一号様式及び第九号様式の規定は、令和三年十一月以後の月分の重度心身障害者手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都重度心身障害者手当条例施行規則別記第一号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則(昭和四十九年東京都規則第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総所得金額」の下に「(所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第

三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

- 三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円
- 第四条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
- 四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第四条の規定は、令和三年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)の一部を次のように改正する。

- 別記第十一号様式及び第十一号様式の二中「㉔」を削る。
- 別記第十三号様式(表)及び第十四号様式中「㉔」を削る。
- 別記第十五号様式中「(四)㉔」を削る。
- 別記第十六号様式中「(四)㉔」を削る。
- 別記第十七号様式中「㉔」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第十一号様式、第十一号様式の二及び第十三号様式から第十七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十年東京都規則第二百四号)の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

(委任)

第五条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

別記第一号様式及び第二号様式中「**⑤**」を削る。

別記第六号様式中「**あこ**」を「**あ**」に改め、「**あ**」を削る。

別記第七号様式中「**⑤**」を削る。

別記第八号様式中「**⑤**」を削り、「**あこあ**」を「**宛名**」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第一号様式、第二号様式及び第六号様式から第八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五号

調理師法施行細則の一部を改正する規則
調理師法施行細則(昭和三十四年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中
氏名・生年月日
を
氏名・旧姓等・生年月日
に
改める。

本籍地 都道府県名 (国 籍)	旧	田
	新	(ふりがな)
氏 名	旧	(ふりがな)
	新	(ふりがな)

別記第二号様式中

本籍地 都道府県名 (国 籍)	旧	田	新	(ふりがな)
	新	(ふりがな)		
氏 名	旧	(ふりがな)	新	(ふりがな)
	新	(ふりがな)		
旧姓又は通称名の併記の希望の有無		〈有・無〉「有」の場合、旧姓又は通称名		

「(添付書類)

1 名簿訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄(謄)本、複製原戸籍等

2 書換え交付の場合は、調理師免許証

(注意事項)

1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

2 不要な文字は、消してください。

「(添付書類)

・調理師免許証(名簿訂正のみの場合は不要)

を

を

に

・戸籍謄本、戸籍抄本、複製原戸籍若しくは除籍謄本又は住民票の写し

*名簿登録事項（氏名・本籍地都道府県名等）が記載されている戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等を揃えること（旧姓併記を希望する場合は、旧姓が記載された戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等）。

*名簿登録事項（氏名・本籍地都道府県名等）に変更はなく、旧姓又は通称名を併記した免許証の書換え交付のみをする場合は、旧姓又は通称名を併記した住民票の写しの添付により代えることができる。ただし、現在の氏名と併記を希望する旧姓又は通称名とを確認できること。

別記第三号様式中「失くす」を「失竊」に改める。

〔注意事項〕

氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

別記第四号様式中
「氏名」 年 月 日
男・女

〔氏名〕 男・女

（旧姓又は通称名の併記の希望の有無 <有・無> に改める）
「有」の場合、旧姓又は通称名： _____)

生年月日 年 月 日

〔注意事項〕

氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調理師法施行細則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百十六号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「印」を削る。

別記第四十九号様式中「印」を削る。

別記第五十号様式中

6 使 用 者 社名及び代表者名 住 所 電話番号

6 使 用 者 社名及び代表者名 住 所 電話番号

8 所属団体の長

8 所属団体の長

「登録証・電動車証受領印」を「登録証・電動車証受領者」に改める。
別記第五十一号様式中

10 主 取 引 先

10 主 取 引 先

12 所 属 団体の長	(三)	を
12 所 属 団体の長		に、

「登録証受領印」を「登録証受領者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場条例施行規則別記第二号様式、第四十九号様式、第五十号様式及び第五十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百十七号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(六)の項中「四百九十万五千四百円」を「四百二十四万六百元」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

